

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
	<p>ナタマイシンについても適切な安全性試験の追加を要求すべきである。</p>	
5	<p>厚生労働省に対し、諸外国におけるナタマイシンのチーズへの使用実態等について調査を要請し、有用性などの情報も的確に把握した上での健康影響評価を実施すべきであると考えます。</p> <p>貴委員会として「食品健康影響評価」を実施する上でも、チーズ製造における技術的な面での必要性の有無や使用実態、国内での有用性といった視点は重要な要素の一つであると思われるので、厚生労働省に対して、諸外国におけるナタマイシンのチーズへの詳しい使用実態等について調査を要請し、有用性などの情報を的確に把握すべきであると考えます。</p> <p>ナタマイシンに限ったことではないが、平成14年7月に「国際的な整合性」に照らして選定された46品目の食品健康影響評価については、機械的に作業を進めるのではなく、国際的な食文化やその相違などについても国民にわかりやすく示し、理解を得ながら進めるべきであると考えます。</p>	<p>今般、厚生労働省から提出されている資料は、食品添加物の指定等に係るガイドラインである平成8年3月22日付厚生省生活衛生局長通知「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」に基づき作成されたものと承知しています。</p> <p>当調査会において、ナタマイシンが食品の摂取を通じてヒトの健康に及ぼす影響について評価を行いました。その評価に十分な資料が添付されていたと考えています。</p> <p>ナタマイシンの食品添加物としての有用性及び必要性の検討については、当委員会の役割ではなく、当委員会における審議結果を受けた厚生労働省が行うことになっており、担当のリスク管理機関である厚生労働省にも転達いたします。</p>

(参考) 当省の考え方 (案)

ナタマイシンは、平成14年7月、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において了承された基本方針に従い、国が主体的に指定の検討を行うものとして了承された46品目のリストに記載されております。

具体的には、①FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて、国際的に必要性が高いと考えられる添加物については、事業者等の要請がなくとも、国が主体的に指定に向けた検討を行うこととしました。これらの条件を満たす食品添加物について、国が主体的に指定の検討を行うことについては、公開の場で議論され、その作業の進捗については、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において報告を行っております。

ご指摘のとおり、ナタマイシンは、食品一般の成分規格において、「食品は、抗生物質を含有してはならない。」と規定している抗生物質に該当いたしますが、今般、食品添加物としての指定にあたり、当該規定の例外とされている農業、動物用医薬品又は飼料添加物であって残留基準が定められているものと同様に例外に位置づけることとしております。食品添加物として指定することに関する管理の手法等については、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会における公開での審議や厚生労働省へのパブリックコメントの回答1のとおりです。

なお、厚生労働省では、食品添加物を含め食品安全に係る施策について国民とのリスクコミュニケーションを積極的に推進していく必要があると考えております。今後ともいただいたご意見を参考にし、意見交換会の開催やホームページ等を通じた情報提供に努め、リスクコミュニケーションの推進に努めて参ります。